

参考配布

平成 28 年 1 月 27 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 松本 圭

主任中央需給調整事業指導官 戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(電話) 03(5253)1111 (内線 5325、5335)

03(3502)5227 (夜 間)

労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、愛知労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、愛知労働局が配布した資料です。



報道関係者 各位

平成 28 年1月 27 日(水)

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部第二課

課長 牧 秀利

課長補佐 南谷 元尚

副主任需給調整指導官 小田 秀樹

(電話)052-219-5587

労働者派遣事業の派遣元事業主を改善命令違反等の疑いで告発

愛知労働局(局長 藤澤勝博)は、平成 27 年8月 28 日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 73 号)による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)違反の疑いで、刑事訴訟法第 239 条第2項の規定に基づき、愛知県西尾警察署長に告発した。

記

第1 被告発人

- ① 有限会社新生(所在地 愛知県西尾市徳次町殿屋敷 151 番地)
- ② 同社労働者派遣事業責任者(68 歳 男)

第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反

第一の告発事実について

同法第 60 条第3号(罰則)

同法第 62 条(両罰規定)

第二の告発事実について

同法第 34 条第1項

同法第 61 条第3号(罰則)

同法第 62 条

第三の告発事実について

同法第 35 条第 1 項

同法第 61 条第4号(罰則)

同法第 62 条

第四の告発事実について

同法第 37 条第 1 項

同法第 61 条第 3 号 (罰則)

同法第 62 条

(注 条文は、告発状を提出した平成 27 年 8 月 28 日時点のものである。)

第3 事件の概要

被告発人は、上記所在地に本店を置き、主に縫製業、労働者派遣事業等を営む者であるが、
第一 平成26年12月17日、愛知労働局長から、労働者派遣法第49条第1項の規定による改善命令を受け、これにより命令日以前1か月間に実施した労働者派遣事業等の全てを対象として、これらが労働者派遣法に違反していないか総点検を行い、違反があった場合には、速やかに是正した上、報告するよう命じられたのに、上記総点検を行わなかったことにより、上記改善命令に違反し、

第二 労働者派遣をしようとするとき、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、書面の交付の方法等により、労働者派遣法第34条第1項各号に掲げる事項を明示せず、

第三 労働者派遣をするとき、書面の交付等により、労働者派遣法第35条第1項各号に掲げる事項を派遣先に通知せず、又は虚偽の通知をし、

第四 派遣就業に関し、労働者派遣法第37条第1項の規定による派遣元管理台帳を作成しなかった

疑いがある。

【参考】

○労働者派遣法(抄) (注 参照条文は、告発状を提出した平成27年8月28日時点のものである。)

第2条【用語の定義】 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

第34条【就業条件等の明示】 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第40条の2第1項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日

第35条【派遣先への通知】 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めずに雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

第37条【派遣元管理台帳】 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称
- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

第49条【改善命令等】 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第56条【権限の委任】 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

三 第49条の規定による処分に違反した者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

三 第34条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

四 第35条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○刑事訴訟法(抄)

第239条【告発】

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第241条【告訴・告発の方式】 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれを行ななければならない。

第242条【告訴・告発を受けた司法警察員の手続】 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。